

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 告示**
- 公印を新調しその使用を開始する件 一五
 - 公印を改刻しその使用を開始する件 一五
 - 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 一七
 - 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件四件 一七
 - 県営土地改良事業計画を変更した件 一七
 - 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件二件 一七
 - 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 一七
 - 道路の区域を変更する件七件 一七
 - 道路の供用を開始する件 一七
 - 車両制限令の規定により道路を指定し、及び通行方法を定める件 一八
- 公告**
- 医療計画に外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項を追加した件 一八
 - 医療計画に医師の確保に関する事項を追加した件 一八
 - 都市計画事業の認可の告示があった件 一八
 - 随意契約の相手方を決定した件六件 一八
 - 落札者を決定した件 一八
 - 福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格を公示する件 一八

告示

福島県告示第二百三十一号

公印を次のように新調し、令和二年四月一日その使用を開始する。

令和二年三月三十一日

職印

福島県知事 内堀雅雄

番号	23	10の2の2
公印の名称	福島県現金出納員印（精神保健福祉センター用）	福島県知事印（横書き納入通知書、身分証明書等用）
印影		
公印管理者	精神保健福祉センターの福島県現金出納員	総務部文書管財総室文書法務課長

（文書法務課）

福島県告示第二百三十二号

公印を次のように改刻し、令和二年四月一日その使用を開始する。

令和二年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

職印

12	番号	公印の名称	印影	公印管理者
		福島県副知事印		
				総務部文書管財総室文書法務課長

(文書法務課)

福島県告示第二百三十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和二年三月三十一日から同年七月三十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業労政課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
片倉フィラチャー 福島県いわき市平字三倉六八番地一ほか

二 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 片倉工業株式会社
東京都中央区明石町六番四号
代表取締役社長 上甲 亮祐

(変更後) 株式会社サンデー
青森県八戸市根城六丁目二番十号
代表取締役 川村 暢朗

変更した年月日
令和二年三月十九日

届出年月日
令和二年三月十九日

届出をした者
片倉工業株式会社

五 (商業まちづくり課)

福島県告示第二百三十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。(第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和二年三月三十一日から同年四月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業労政課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークタウン新上荒川 福島県いわき市平上荒川字安草四〇番地ほか

二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要
意見なし。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百三十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。(第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和二年三月三十一日から同年四月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
カワチ薬品富田店 福島県郡山市富田町字西町下一番地一ほか

二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
意見なし。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百三十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。(第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和二年

三月三十一日から同年四月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百三十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和二年三月三十一日から同年四月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び須賀川市産業部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
- 二 法第八条第一項の規定により須賀川市から聴取した意見の概要
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百三十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、栗村堰地区に係る県営農村地域防災減災事業(用排水施設等整備(農業用河川工作物応急対策事業))を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
- 土地改良事業変更計画書の写し

- 二 縦覧の期間
- 令和二年四月一日から(二十日間)
- 同 月二十日まで
- 三 縦覧の場所
- 会津坂下町役場

(農村計画課)

福島県告示第二百三十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和二年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所
- 耶麻郡西会津町野沢字口梨沢山甲二三〇四、字早坂山甲二三〇五
- 二 保安林として指定された目的
- 水源の涵養
- 三 変更後の指定施設要件
- 1 立木の伐採の方法
- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、西会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び西会津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第二百四十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和二年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所
- 耶麻郡西会津町野沢字柴沢乙四〇三〇から乙四〇三四まで、字諏訪峠乙四〇三六、字大比良乙四〇三七から乙四〇四七まで、乙四〇四八の一、乙四〇四九の一、乙四〇五〇から乙四〇五三まで

二 保安林として指定された目的
水源の涵養

三 変更後の指定実施要件

- 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができ立木は、西会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び西会津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第二百四十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定実施要件を変更する旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を会津美里町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和二年三月三十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名
荒川吉英 長谷川磯次郎 長谷川磯次郎
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定実施要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定実施要件については、保安林の指定実施要件を変更する予定である旨通知があった件(令和二年福島県告示第百六号)によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第二百四十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供す

る。

令和二年三月三十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
一般国道 三九九号	双葉郡川内村大字下川 内字砂田三二〇番地先 から 同 郡同 村大字下川 内字宮ノ下五九番三地 先まで	変更前 変更後	A 五・〇〇 一〇・三 A 一〇・〇〇 三二・五 B 一〇・〇〇 三九・二	一、三八三・〇 一、三八三・〇 一、四二八・〇

(道路計画課)

福島県告示第二百四十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で令和二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
一般国道 四五九号	耶麻郡西会津町奥川大 字豊島字新町平三二六番 一地先から 同 郡同 町奥川大 字飯里字沢ノ目四五 番地先まで	変更前 変更後	一〇・〇〇 三二・〇 一〇・〇〇 三一・〇	二〇〇・〇 二〇〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第二百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和二年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道いわき上三坂小野線	いわき市遠野町滝字曾利田七番地先から同 市遠野町滝字才ノ神八一番一地先まで	変更前 変更後	七・六〇 一七・九〇	七七五・〇 七七五・〇

(道路計画課)

福島県告示第二百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和二年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道旅人勿来線	いわき市田人町旅人字宝坂九一番地先から同 市田人町旅人字道伝四一番一地先まで	変更前 変更後	四・一〇 一三・〇〇	三二四・四 三二四・四

(道路計画課)

福島県告示第二百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和二年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道三株川線	いわき市小川町高萩字下代一〇番三地从り同 市小川町高萩字下代二三番四地先まで	変更前 変更後	六・六〇 二八・七〇	一〇七・四 一〇七・四

(道路計画課)

福島県告示第二百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和二年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道小川赤井平線	いわき市小川町高萩字下代二三番五地先から同 市小川町高萩字上代八六番一地先まで	変更前 変更後	七・三〇 二八・七〇	一〇五・四 一〇五・四

(道路計画課)

福島県告示第二百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について

て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で令和二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和二年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道奥川新郷線	耶麻郡西会津町奥川大字豊島字新町平一三番一地从先から同郡同町奥川大字飯里字上ノ平八八五番地先まで	変更前	A 一二・〇〇 六〇・〇〇	四六五・五
		変更後	A 一二・〇〇 六〇・〇〇 B 一三・〇〇 六一・〇〇	四六五・五 七〇〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第二百四十九号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和二年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道広野小高線	南相馬市原町区小沢字折戸七番一地从先から同市原町区小沢字谷池田二六番一地从先まで	令和二年三月三十一日

(道路計画課)

福島県告示第二百五十号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第三号の規定により道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定する道路並びに同令第十條第一項の規定により定める当該道路を通行する高さ(三・八メートルを超え四・一

メートル以下の車両の通行方法は、次のとおりである。

令和二年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道二一八号	南会津郡下郷町大字湯野上字大道通甲八七番一地从先から会津若松市一箕町大字亀賀字川西一二三番地先まで石川郡石川町字当町三九九番地先から同郡同町字長久保八六番一地从先まで東白川郡矢祭町大字石原字道下九一番一地从先から同郡棚倉町大字上台字訓練場一八番一地从先まで
一般国道一二二号	喜多方市熱塩加納町熱塩字大松沢山内番外二番地先から同市熱塩加納町熱塩字西沢山丙二一三四番一地从先まで喜多方市松山町鳥見山字三百五十六七番一地从先から同市関柴町西勝字西原三三六番二地从先まで
一般国道二八九号	西白河郡西郷村大字真船字欠入一一五番一地从先から白河市真舟五番一〇地先まで東白川郡棚倉町大字上台字長峰一番五五地先から同郡同町大字檜木字芋畑沢四番一地从先まで東白川郡棚倉町大字下山本字桃木田三番一地从先から同郡塙町大字西河内字赤岡前一二〇番地先まで
県道相馬巨理線	相馬市原釜字北谷地三〇三番地先から相馬郡新地町駒ヶ嶺字今神一番一地从先まで
県道白坂停車場小田倉線	西白河郡西郷村大字小田倉字大清水一九番地先から白河市白坂勝多石一八番地先まで
県道原釜椎木線	相馬市原釜字北谷地二九三番一地从先から同市光陽二丁目一番一二地先まで

二 指定する期日

令和二年四月一日

三 通行方法

高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両が一の表上欄に掲げる路線

名の道路の同表下欄に掲げる区間を通行する場合は、次の方法によらなければならない。

1 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

2 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横〇・二メートル以上、縦〇・一二メートル以上（又は横〇・一二メートル以上、縦〇・二メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

3 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

（道路計画課）

公 告

公告第六十号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第二項第十号の規定により、医療計画を定めた件（平成三十年福島県公告第七十一号）において定めた医療計画に外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項を追加したので、その関係書類を福島県保健福祉部健康衛生総室地域医療課、県内の各保健福祉事務所及びいわき地方振興局に備え置いて縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（地域医療課）

公告第六十一号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第二項第十一号の規定により、医療計画を定めた件（平成三十年福島県公告第七十一号）において定めた医療計画に医師の確保に関する事項を追加したので、その関係書類を福島県保健福祉部健康衛生総室地域医療課医療人材対策室、県内の各保健福祉事務所及びいわき地方振興局に備え置いて縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（地域医療課医療人材対策室）

公告第六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項で準用する同法第六十二条第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

令和二年三月三十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

都市計画法の 種類及び名称	相馬都市計画緑 地事業三号原釜 尾浜防災緑地	福 島 県	南相馬市原町区錦 町一丁目三〇番地 福島県相双建設事 務所	事業地の所在	取用の部分 変更なし
------------------	------------------------------	-------	--	--------	---------------

（まちづくり推進課）

公告第63号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬業務及び処分業務（コンポスト化）1号の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年3月31日

福島県県北流域下水道建設事務所長 手塚 孝 良

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥収集運搬業務及び処分業務（コンポスト化）1号 2,400t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和2年1月28日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
サントーマス株式会社 福島県二本松市下川崎字三界山33番地
- 5 随意契約に係る契約金額
20,460円（1t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

（総務課）

公告第64号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務（コンポスト化）3号の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年3月31日

福島県県北流域下水道建設事務所長 手塚 孝 良

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥処分業務（コンポスト化）3号 2,900t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和2年1月28日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本環境株式会社 東京都港区浜松町二丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額
15,950円（1t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

（総務課）

公告第65号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬業務及び処分業務（コンポスト化）5号の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年3月31日

福島県県北流域下水道建設事務所長 手塚 孝 良

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥収集運搬業務及び処分業務委託（コンポスト化）5号 1,400t

- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和2年1月28日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本環境株式会社 東京都港区浜松町二丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額
37,400円(1t当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

(総務課)

公告第66号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務(セメント化)1号の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年3月31日

福島県県北流域下水道建設事務所長 手塚孝良

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥処分業務(セメント化)1号 5,200t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和2年1月28日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
太平洋セメント株式会社 東京都港区台場二丁目3番5号
- 5 随意契約に係る契約金額
14,300円(1t当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

(総務課)

公告第67号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬業務(セメント化)1号の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年3月31日

福島県県北流域下水道建設事務所長 手塚孝良

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥収集運搬業務(セメント化)1号 3,640t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和2年1月28日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
開発運輸株式会社 岩手県大船渡市日頃市町字中板用45番地8
- 5 随意契約に係る契約金額
11,000円(1t当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

(総務課)

公告第68号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務（焼却又は埋立）3号の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年3月31日

福島県県北流域下水道建設事務所長 手塚孝良

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥処分業務（焼却又は埋立）3号 1,000t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和2年1月28日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
オリックス資源循環株式会社 埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山313番地
- 5 随意契約に係る契約金額
42,900円（1t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

(総務課)

公告第69号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年3月31日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
コピー用紙A4（2,500枚入） 予定数量32,000箱
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和2年3月10日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社阿部紙工 福島県福島市庄野字柿場1番地の11
- 5 落札金額
1箱当たり1,223円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和2年1月24日

(入札用度課)

公告第七十号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第...

令和二年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 第一 競争入札に参加する者に必要な資格
第二 資格及びその有効期間
第三 資格の喪失
第四 資格の審査の申請方法
第五 資格の審査の申請時期

県の休日を除き、随時に受け付ける。
第六 申請書等の提出先
資格の審査の申請書等は、次の表に掲げる提出先のうち最寄りの提出先（県内に営...

Table with 4 columns: 提出先, 郵便番号及び住所, 電話番号. Rows include 福島県出納局入札用度課, 福島県中地方振興局出納室, etc.

- 第七 資格の審査の結果の通知
第八 変更の届出
第九 資格の審査又は認定を受けた者は、次に掲げる事項に変更があつたときは、速やか...

(入札用度課)